

収入金額に関する計算書
 (法第72条の2第1項
第2号 第3号 第4号に掲げる事業)

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

法第七十二条の二十四の二第一項の規定による収入金額	摘要	要	金額
			円
収入金額の総額			
	計	(1)	
控除される金額			
	計	(2)	
	差引計	(1) - (2)	(3)
法附則第9条第8項の規定による控除額(⑤に掲げるものを除く。)		(4)	
法附則第9条第8項の規定による控除額 (政令附則第6条の2第2項第1号口及びハに定める収入金額に係るものに限る。)		(5)	
法附則第9条第10項の規定による控除額		(6)	
法附則第9条第18項の規定による控除額		(7)	
法附則第9条第19項の規定による控除額		(8)	
法附則第9条第20項の規定による控除額		(9)	
法附則第9条第21項の規定による控除額		(10)	
法附則第9条第22項の規定による控除額		(11)	
法附則第9条第24項の規定による控除額		(12)	
計	③ - ④ - ⑤ - ⑥ - ⑦ - ⑧ - ⑨ - ⑩ - ⑪ - ⑫	(13)	

第6号様式別表6記載要領

- 1 この計算書は、電気供給業又はガス供給業を行う法人が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付すること。この場合において、法第72条の2第1項第2号に掲げる事業のうち電気供給業とガス供給業を併せて行う法人は、それぞれの事業ごとに記載すること。
- 2 「（法第72条の2第1項 第3号 に掲げる事業）」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第2号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。
- 3 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（電気供給業及びガス供給業に限る。）、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る収入金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

No.461-6